

○箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議設置規程

令和三年六月三日

議会規程第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、箕面市議会会議規則（平成十六年箕面市議会規則第三号）第二百二十七条第四項の規定に基づき、箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議（以下「幼保検討会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第二条 幼保検討会議は、本市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する事項を調査及び研究する。

(組織)

第三条 幼保検討会議の委員（以下「委員」という。）は、各政策会派及び無所属議員の代表議員をもって充てる。この場合において、代表議員の選出は、各政策会派及び無所属議員からそれぞれ一名とする。

- 2 任期は、議員の任期とする。ただし、座長が認めるときは、この限りでない。
- 3 幼保検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、会務を総理し、幼保検討会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長の職務を行う。
- 6 第一項の規定にかかわらず、座長が所属する政策会派は、座長が必要と認めるときは、座長とは別に委員となる代表議員を一人選出することができる。

(会議)

第四条 幼保検討会議は、座長が招集する。

- 2 幼保検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 幼保検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。この場合において、座長は、表決に加わることはできない。

(傍聴)

第五条 幼保検討会議の傍聴については、常任委員会の傍聴の例による。

(議事録の公開)

第六条 幼保検討会議の議事録は、座長において作成し、公開する。

(調査及び研究結果の活用)

第七条 幼保検討会議の調査及び研究結果は、執行機関へ提言を行うために活用するものとする。

(委任)

第八条 この規程に定めるもののほか、幼保検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が幼保検討会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。